

平成 19 年度～21 年度相談支援事業所のまとめ

平成 19 年度から、相談支援事業を市内 4 か所の事業所で実施してきた。このたび、3 年間のまとめとして、相談支援事業所が事業を実施してきた中で、数字として可視化できない部分の意義を報告したい。

●春日苑障がい者生活支援センター

・相談支援事業所の存在は、同じケースを複数の関係機関が同時に支援する場合、調整役として重要な位置づけとなっている。他機関との連携場面では、福祉サービスや情報を調整できる存在として、ヘルパー事業所や訪問看護事業所等関係機関に周知が進んできたと感じる。

これらは、実際に一緒に動いていくことで、他機関の支援者と顔の見える連携につながり、相談支援事業所を利用することで、直接支援に入っている機関事業所の負担が軽減できる場面もあったように感じる。

・身体障がい者の場合は、一人で外出することは困難なことが多く、申請代行などの手続きをすることで、相談支援事業所の役割は大きいと感じる。また、福祉サービスの利用に繋げていくことで、社会との接点を増やしていけるという、当事者にも安心してもらえるものになっている。

●障がい者生活支援センターかすがい

- ・個別調整会議はケースによって定期的に行っているものもある。そのため、困難ケースであっても適材適所の支援体制を構築するという流れができつつある。
- ・相談支援事業所が間に入ることで、以前は各関係機関だけで留まっていた情報を集約できるようになった。
- ・福祉関係ですでに繋がっている相談だけでなく、手帳未取得者からの相談が増えていることから、支援に繋げる最初の入口として相談支援は重要な事業として認識している。
- ・関係機関から、制度・政策についても問い合わせが増えてきており、相談支援が身近な事業になりつつある。

●障がい者生活支援センターJHN まある

・以前は精神分野の相談機関として、保健所が一般的であったが、相談支援事業所ができたことで、身近な相談先として、他分野（高齢者・児童・生保・ヘルパー事業所等）からの相談が多く寄せられ、一緒に動くことで互いに顔の見える関係作りができたと感じる。

相談支援事業所の介入によって、対応困難なケースが良い方向へ動いたり、現状維持ではあっても関係者の安心感が得られたりと、変化を感じることができた。また、私たちには当たり前のことであっても、「関係者はこんなに困ってるんだ」と知ったり、周囲が抱えている精神障がい者への根強い偏見にも改めて気づく場面もあった。

・相談支援を実施し、4事業所間の連携もあり、発達障がいとの出会いは相談支援の幅を広げたと思う。今までは「精神科に通院しても回復していかない」「病気ではないと言われるが、周囲に馴染めず社会生活が送れない」といった相談への対応に、具体的な切り口はなかったように思う。発達障がいを知ることで、精神障がい者支援の視点とは違った見方を持って相談にあたることができ、ケースの新たな発見にもつながった。

・相談支援事業所は通訳としての役割として重要である。相談支援事業所の役割の一つとして、本人の思いを相手（家族・機関）に伝えること、または本人へきちんと返すことがある。そこがしっかりつながると、難しいと思っていた問題も良い方向に持っていけることがある。通訳をすることで、「厄介だ」と思われていた相談者が「大変さを抱えている人」という認識に変わる。本人のニーズや障がいを適切に理解してもらうためにも必要な役割であるといえる。

●障がい者生活支援センターあつとわん

「NPO 法人あつとわん」という子育て支援の団体が、相談支援事業を担うことにより、いままで相談として拾えないままで、見えなかった部分の相談を受けることができたように感じる。

「子育て」というキーワードで、母親の育児に対する困り感や、子どもの発達に対する焦燥感などから、気軽に相談できるという位置づけとしての相談支援事業所の役割は大きいと感じる。

さらに、立地条件として、大型ショッピングセンターにあるということも、

気軽に立ち寄れるものであり、「ふらっと立ち寄る」という形で、来所相談につながった。

相談支援の中で、子どもの問題は、親や家庭の問題と密接につながっていることも多く、しかも、子どもの年齢が低ければ、親の意思によって子どもの処遇が左右されることも大きい。そのため、啓発として実施した、チーム・メッセージャーで子育てと発達障がいのお話をしていくことで、不安解消と具体的な支援を知りたいということで、相談につながるケースは多かった。

保護者自身の障がいに関する適切な意識化を図るための相談支援と、追い詰めない相談支援の役割、また、子どもも地域も「他者への理解」という点で認識を高めていく、相談支援事業の存在意義は大きいと思う。

「発達障がい」という名称だけは一般的になりつつあるが、まだまだ適切な理解ばかりであるとは言い難い。また、子どもの年齢幅が広がってきたため、子どもだけの知識だけではなく、広範囲の知識も必要とされる。4事業所での連携やそれぞれの障がい特性についての学習会、または個々で受けてきた研修などを事業所内で共有し、多面的な相談に対応できる体制となってきた。

* * * * *

■共通して言えること■

- ① 相談支援事業所の存在は、他の機関や他分野機関とを、つなぐ役目となっている。
- ② 情報が集まっているという点で、相談支援事業所を認知していただけるようになった。
- ③ 気軽に相談できる場所として、市民にも他機関にも利用してもらえるようになった。
- ④ 発達障がいや精神障がいなどについては、連携とともに支援がある。まずは、相談しやすい環境となるところになってきたのではないだろうか。
- ⑤ 専門分野で相談を受けているため、他機関が問合せしやすいのではないかと。また、4事業所の連携が取れているので、ひとつの機関で抱え込まない支援が可能になった。

課題：外部に向かっては、さらなる周知と連携強化。

内部としては、事例検討や相談援助技術、地域資源の共有などが必要。